１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（５３７））
２．日　時：平成２９年１２月１４日　１０時００分～１２時１５分
３．場　所：原子力規制庁　９階Ａ会議室
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
伊藤安全審査官、江嵜安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：
日本原子力発電株式会社：発電管理室　副室長　他６名

５．要旨
（１）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第４３条共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成２９年１１月８日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び１２月１１日提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

○　入力津波の設定について、基準津波を超え敷地に遡上する津波を想定することとした経緯、考え方を整理して提示すること。
○　入力津波の設定について、基準津波を超え敷地に遡上する津波を前提とした評価における不確かさの考え方について、整理して提示すること。
○　津波防護対象設備の選定の考え方について、防護対象の全体像を示すと共に、漂流物評価を要する対象か否かを整理して提示すること。
○　ＳＡ用取水ピット取水塔その他の設備が第４０条における津波防護対象としての位置づけを整理して提示すること。
○　敷地内の遡上域（防潮堤内側）における建物・構築物について代表的な考慮対象を整理して提示すること。
○　防潮堤内側への津波の流入に伴う入力津波の設定に際して行う遡上解析について、基準津波に対する遡上解析との違いを明確にした上、解析上の不確かさも含め、具体的な評価の考え方を整理して提示すること。
○　敷地に遡上する津波に対しても防潮堤の弾性状態を維持する必要性について、整理して提示すること。
○　非常用海水系配管カルバートについて、配置関係を図に整理して提示すること。
○　現在提示されている解析結果は防潮堤変更前の条件に基づくものであり、東海発電所がない前提で評価したものであることから、防潮堤変更後の条件で東海発電所の建屋を考慮に含めた評価においては、現在の浸水深等の流況と異なる結果が得られることも考えられる。解析結果が得られ次第、設計方針への変更の有無について整理して提示

すること。

○　敷地に遡上する津波に対する津波防護設計について、基準津波に対しても用いられる対策に関しては、基準津波及び敷地に遡上する津波それぞれの防護対象設備の違い、防護方法の違いを踏まえ、設計における考慮の違いを整理して提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：なし